
商業団体共同事業補助金

にぎわいのあるまちづくりを推進するため、商店街等が実施する地域にインパクトを与えるイベントやクラウドファンディングを活用した新たなチャレンジに対して補助します。

【対象者】

- ①商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会
- ②所属する会員又は店舗が、主に同一業種（日本標準産業分類に掲げる細分類）の者であって、その業種に係る事業活動の促進及び販路の拡大を目的とした団体

【補助対象経費】

- ①講習会、講演会、研修会、研究会 ②調査、情報提供事業 ③催事、共同宣伝事業
にかかる会場費、印刷製本費、広告宣伝費など
- ④「購入型クラウドファンディング」を利用して資金調達を行う際にかかる手数料、募集媒体等の制作委託費

【補助率及び補助限度額】

- ①～③補助対象経費の20%以内 限度額 70万円
- ④補助対象経費の1/2以内 限度額 10万円

